

平成30年度介護報酬改定等説明会資料

【夜間対応型訪問介護】

1	平成30年度介護報酬改定の概要(案)	1
2	介護報酬算定に係る概要	4
3	介護報酬の算定構造(案)	6
4	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)	7

はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等を御参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み)。
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定

※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP※>分類から探す>しごと・産業・事業者向け>届出・証明・法令・規制
>介護・福祉>介護報酬改定

※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

平成30年3月
熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課

3. 夜間対応型訪問介護

1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)

3. 夜間対応型訪問介護

改定事項

○基本報酬

- ①オペレーターに係る基準の見直し
- ②同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬
- ③介護職員処遇改善加算の見直し

3. 夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改正後>
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）		
基本夜間対応型訪問介護費 （1月につき）	981単位	1,009単位
定期巡回サービス費 （1回につき）	368単位	378単位
随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき）	560単位	576単位
随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき）	754単位	775単位
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）		
	2,667単位	2,742単位

3. 夜間対応型訪問介護 ①オペレーターに係る基準の見直し

概要
<p>○ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】</p> <p><参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）> 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として3年以上従事した経験を持つ者</p>

3. 夜間対応型訪問介護 ②同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

概要

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。(訪問介護と同様の見直し)

- ア 夜間対応型訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とする。
- i 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(有料老人ホーム等(※)に限る)に居住する者
 - ii 上記以外の範囲に所在する建物(有料老人ホーム等(※)に限る)に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
- イ また i について、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合は、減算幅を見直す。
- ※ 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ウ 上記ア又はイによる減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記ア又はイによる減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

単位数、算定要件等

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

<改定後>

減算等の内容	算定要件
①・③10%減算 ②15%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く。) ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)

3. 夜間対応型訪問介護 ③介護職員処遇改善加算の見直し

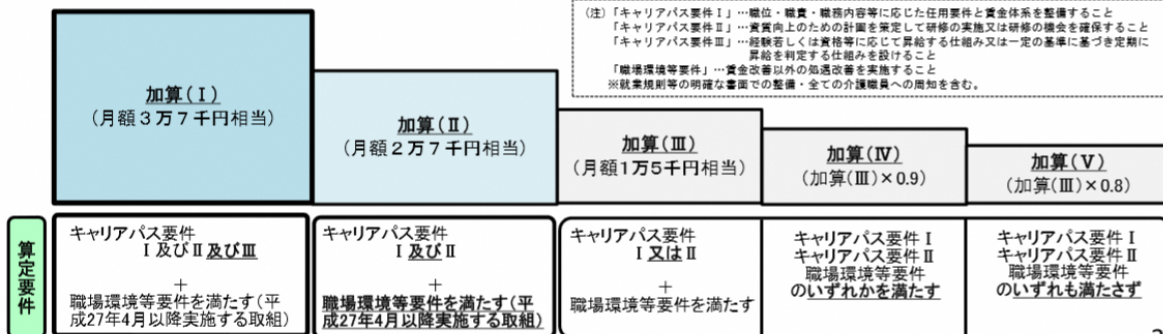
概要

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点から、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、別に厚生労働大臣が定める期日(※)までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分



2 介護報酬算定に係る概要

基本報酬（見直し）

夜間対応型訪問介護（Ⅰ）

基本夜間対応型訪問介護費 （1月につき）	旧（現行） 981単位	➡	平成30年4月から 1,009単位
定期巡回サービス費 （1回につき）	旧（現行） 368単位	➡	平成30年4月から 378単位
随時訪問サービス費（Ⅰ） （1回につき）	旧（現行） 560単位	➡	平成30年4月から 576単位
随時訪問サービス費（Ⅱ） （1回につき）	旧（現行） 754単位	➡	平成30年4月から 775単位
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）	旧（現行） 2,667単位	➡	平成30年4月から 2,742単位

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（見直し）

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について以下の見直しを行う。

その際、減算を受けている者と、減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。なお、いずれの場合も有料老人ホーム等^{※1}以外の建物も対象とする。

（※1…養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

<現行>

減算等の内容	算定要件
10%減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



<改定後>

減算等の内容	算定要件
①・③ 10%減算	① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ② 上記の条件に加え、当該建物に居住する利用者の人数が <u>1月あたり50人以上の場合</u>
② <u>15%減算</u>	③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

介護職員処遇改善加算（見直し）

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

※詳細は、共通編で説明

※4月の報酬算定に係る届出の提出期限：平成30年4月1日

3 介護報酬の算定構造 (案)

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,666 単位)	×98/100	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 (10,114 単位)		-111単位							
		要介護3 (16,793 単位)		-184単位							
		要介護4 (21,242 単位)		-233単位							
		要介護5 (25,690 単位)		-281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,267 単位)		-91単位							
		要介護2 (12,915 単位)		-141単位							
		要介護3 (19,714 単位)		-216単位							
		要介護4 (24,302 単位)		-266単位							
		要介護5 (29,441 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,666 単位)	-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日以前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位		
	要介護2 (10,114 単位)	-111単位									
	要介護3 (16,793 単位)	-184単位									
	要介護4 (21,242 単位)	-233単位									
	要介護5 (25,690 単位)	-281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ 算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										

注：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

